

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

規 則

目 次

規則
秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(五一・秋田スギ振興課)

秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月九日

秋田県規則第五十一号

秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次のように加える。

三 施業受委託促進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、間伐、保育その他の施業が適切に実施されていない森林について取決めを締結して当該施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金	間伐、保育その他の施業を委託する場合にあつては、当該委託料の支払に要する費用の額に百分の八十を乗じて得た額	十年以内(据置期間三年以内を含む。)
	立木の管理を委託する場合にあつては、当該委託に係る森林一ヘク	

四 木材安定供給促進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、森林所有者等(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の七に規定する森林所有者等をいう。)が、その権原に基づき管理をしている立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその組織する団体との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行うのに必要な資金

タール一年分につき一
万円

立木の取得に要する費用の額に百分の八十を乗じて得た額

五年以内(据置期間一年以内を含む。)

第二条第一項の表第五号を削り、同表第六号中(六)を削り、(七)を(六)とし、(八)及び(九)を削り、(十)を(七)とし、(十一)を(八)とし、(十二)を(九)とし、(十三)を(十)とし、(十四)を(十一)とし、(十五)を(十二)とし、(十六)を(十三)とし、同号を同表第五号とし、同表第七号を同表第六号とし、同表第八号中「又はツイン丸のこ盤」を、「ツイン丸のこ盤、木材乾燥施設、木材防腐処理施設

又は集成材製造施設」に、

一 セットにつき千二百万円

を

バー
大臣
置す
き千
木材
集成
る基
に
費用

力又はツイン丸のこ盤で農林水産が定める基準に適合するものを設

る場合にあつては、一セットに
二百万円

乾燥施設、木材防腐処理施設又は
材製造施設で農林水産大臣が定め
準に適合するものを設置する場合
つては、当該施設の設置に要する
の額に百分の八十を乗じて得た額

に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号を

同表第八号とし、同表第二項の表中、「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削
り、同表第三項の表第一号(一)(6)を削り、同表第三号中「八百二十万円」を「七百五十
万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第十一条第一項中「、高品質材生産資金、被害森林整備資金」を削る。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarasatsus.co.jp
松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

